の鯨群が日本海を悠游していたのが想像出来る。

前記した「オルガ号」と「ルギナ号」の他に新たに三隻が加わり新生の東洋捕鯨はさらに威力を発揮した。

金華山沖から犬吠、紀伊、土佐沖では「ノールウエー」砲手による捕鯨砲が太平洋にうちこまれるようになった。一方鯨を処理する事業場も各地に出来てきた。

明治四十年一月から同七月末までに実に六百三十二頭を水揚げされている。ここに至って捕鯨は許可制度となり政府に於いても鯨族資源の保護案が出来業界に乱獲の自粛を求めるようになった。

山田翁は日本遠洋漁業の社長に就任するやいち早く韓国政府から捕鯨特許権をうけている。岡氏は東洋捕鯨を統括本社を大阪に、東京及び下関を支社とし山田翁と同様東奔西走日もこれ足らざるの状態であった。真に両翁の活躍が偲ばれる。この様に識見手腕共に備われる山田翁は全く国家的事業にとり組み、国策にそうためには国会に議席を必要と自覚され明治四十一年衆議院に立候補当選す。立憲政友会の創立者伊藤公の幹旋で同会に席を置く。

伊藤公は曽って桃作翁の岳父興三郎翁頌徳碑の篆額揮毫者であったことは前陳の如くである。また翁は大阪市に伊佐奈商会なる商社を設け東洋捕鯨と提携し鯨肉鯨油鯨骨鯨歯等一切の商権を手にし飛躍を心組み専務に、後の三隅村長宇野政輔氏を起用し宇野氏又その期待に応え敏腕を発揮し商会の発展に貢献した。

然るに山田翁は残念にも事業半ばにして大正四年一月十三日病魔に倒れ帰らぬ人となった。まさに巨星地に墜つの感深きものがあった。享年五十九歳前途なお春秋に富めりというべし翁は視野広大識見卓抜その業績は史実に明かである。殊に関門の地たるや山田、岡両翁が燃ゆるが如き覇気を以て活躍した新式捕鯨の源泉でありわが西日本水産の発祥もまたこの地であったと申しあえて過言でない。

かかる輝かしい捕鯨史を踏まえて後に現日本水産㈱に合同したのであった。なお山田、岡両翁については語るべき多くのものもあるが後日にゆづり両翁の御瞑福を祈って筆を擱く。

合掌

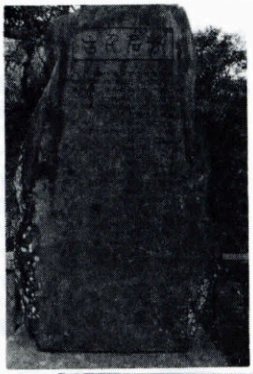

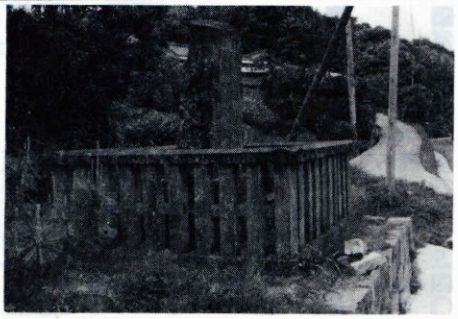

山田桃作翁を偲びて　董山人蔵書

浅田川風静かなる春の日に
今をさかりと桃の花さく

敬仰　山田、岡両大人

昭和甲子卯月吉辰後学　白藤　董

斜陽鯨群眼界麗
一発命中揚凱歌
起揮秋水斬巨鯨
覆没虜艦波涛影

助役に植木氏選任

町助役に、引き続き植木英策氏（六十二歳）を選任することに町議会の同意を得、五月十九日付で、三期目の就任をされました。

植木助役は、町議会議員として五期、この間議長を歴任されてこられて昭和五十一年助役に就任され現在に至っています。

改正火災予防条例 7月1日から施行

昨年の12月に国が示す火災予防条例の準則が改正されたことに伴い長門地区広域行政事務組合火災予防条例の一部が改正され、7月1日から施行となります。

今回改正の概要は次のとおりです。

1、ガスを燃料とする設備、器具を設置する場合、天井や壁などから離さなければならない防火安全上の距離が新たに定められました。

2、石油類を燃料とする設備、器具の天井や壁から離さなければならない距離については従前から定められていましたが、石油燃焼機器の設置基準の改正に伴い、機種が細分化されたこと等により機種に応じた防火安全上の距離が整備されました。

3、従来、ストーブに附属するものについてのみ定めていた煙突の規定をすべての「火気使用設備に附属する煙突」として規制の対象が拡大されました。

4、消防長が指定する喫煙、裸火の使用禁止場所について、その対象となる防火対象物が拡大されました。

5、少量危険物、準危険物及び特殊可燃物の貯蔵取扱いについての違反した者に対する罰金の額が引き上げられました。

伊藤シズヱ

朝明けの湖に臨める藤花のかげ
うつりつつ水面冴えたり

嶋田　靖代

両土手を縁どり続く菜の花と語
らふ如く水の流るる

吉村　恵子

やわらかき樹々の若芽は天つ日
に日毎色濃く青みましくる

立間　雅子

うぐいすの谷渡り声ひびく午草
取るわれに青き風吹く

久行　コト

出荷するイチゴを鋏に摘みおれ
ばわが袖口は露に濡るるも

安藤　芳江

窓の辺に花重げなる八重桜今朝
のやませに室中に散る

石村　栄助

日に照らふ草生の上をひらひら
と紋白蝶は午にきて舞ふ

平川　育子

菩提寺の落慶祝うおん稚児の行
列ゆきます春光のみち

岡　松子

御社の春の祭りの大幟はたはた
鳴るを聞きて詣でむ

平川　喜敬

見さくれば六島のむらありしと
う笠山の海荒れて寂しも

岡林　鎮雄

頬白の細く鋭く透るこゑ森の奥
処に子とありて聴く